

再生可能エネルギーの導入推進に向けたゾーニング

【土地利用規制等に基づくゾーニングの検討】

本町における再エネの導入に際して、開発候補地の選定を行うにあたり、関連する土地利用規制等を整理し、町域を以下の3つのゾーンで分類した。

(1) 自然環境保全ゾーン

自然環境の保全を第一とし、大型の再エネ設備の導入を制限するゾーン

対象・・・森林区域（国有林・保安林）、自然公園区域（特別地域）、鳥獣保護区・特別保護地区、河川区域・河川保全区域

(2) 再生可能エネルギー導入調整ゾーン

周辺環境への調和の観点から、大型の再エネ設備の導入については調整を要するゾーン

対象・・・地域森林計画対象民有林、農用地区域、ほ場整備事業区域、土地改良総合整備事業区域、農地開発事業区域

(3) 再生可能エネルギー導入推進ゾーン

大型の再エネ設備の導入を推進するゾーン

対象・・・(1) および (2) を除く地域 ※但し、用途地域（住居・商業系）は含まない

【検討結果】

ゾーニング検討結果は下図の通りである。ただし、復興整備事業の実施が検討されている区域（浪江町復興整備計画及び土地利用構想図に記載されている区域）については復興整備事業担当部局と調整を要するものとする。

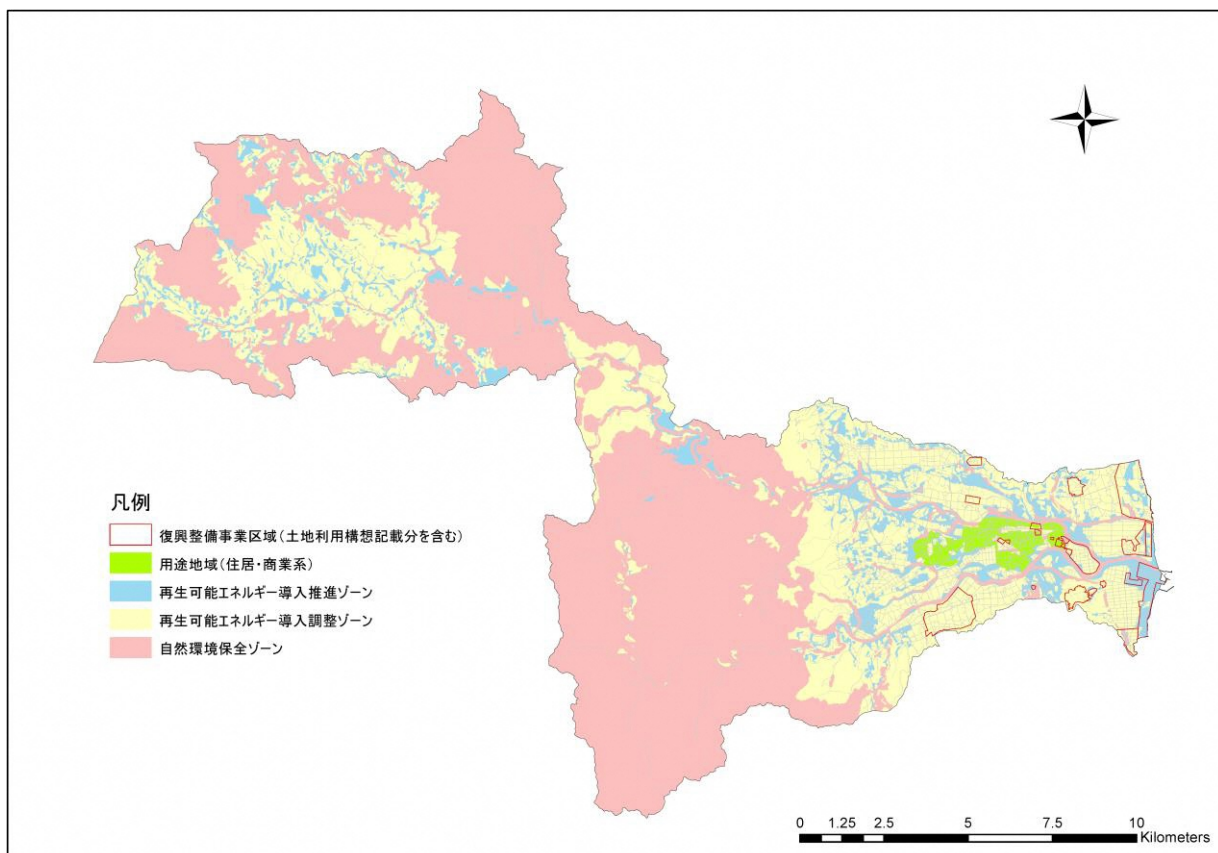


図 ゾーニング検討結果